

横浜市親と子のつどいの広場事業 新規運営団体募集要項

1 親と子のつどいの広場事業の概要

(1) 親と子のつどいの広場事業の目的及び施策上の位置づけ

親と子のつどいの広場（以下「広場」という。）は、就学前児童（主に0～3歳）とその保護者が気軽につどい、同じような不安や悩みを持つ仲間との交流・団らんの場の提供等を促進することにより、地域の子育て機能を高め、保護者の育児にかかる心身の負担軽減及び子どもの健やかな育ちを促進することを目的として実施しています。

(2) 事業内容

事業実施決定後、事業実施場所（2（4）参照）において、次の内容全てを実施していただきます。

- ア 子育て親子の交流、つどいの場の提供（通年）
- イ 子育てに関する相談の実施（通年）
- ウ 地域の子育て関連情報の収集及び提供（通年）
- エ 子育て及び子育て支援に関する講習の実施（月1回程度以上）

（注）【別紙4】横浜市親と子のつどいの広場事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第5条第2項では、上記ア～エの事業内容に加えて、広場で一時預かりを実施できると定めていますが、広場での一時預かりは、継続して安定的に運営を行っている既存の広場を対象に、別途、募集及び選考を行った上で決定しています。今回の募集内容には含まれていませんのでご注意ください。

(3) 広場の利用対象者

原則として、横浜市内に居住している就学前児童（主に0～3歳）とその保護者

(4) 運営団体選定の趣旨

広場がその機能を効果的に発揮できるよう、運営団体には、「子育て家庭を支援する視点、資質、能力」、「創意工夫し安定的、継続的な事業実施を行える能力」、及び「地域の子育て支援関係者や関係行政機関などと連携、協力を図る姿勢、資質、能力」を求めます。

このため、広く運営団体を公募し、事業を行う資質、能力を有し、適切な事業計画の提案のあった運営団体を選定します。

選定にあたっては、応募者の提出する事業計画書の審査及び応募者のプレゼンテーション等を通じて、運営団体の資質、能力及び事業計画について評価を行います。

2 公募の条件

(1) 事業開始予定月

令和 7 年 12 月上旬

(2) 運営団体の条件

運営団体は、次の条件全てに該当する法人又は任意団体とします。

- ア 代表者又は役員が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者ではないこと。
- イ 代表者又は役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団員の統制下にある者又は暴力団員の利益となる活動を行う者ではないこと。
- ウ 代表者又は役員に、法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員に該当する者がいないもの。
- エ 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。
- オ 市税を滞納していないこと。
- カ 法人格を持たない任意団体の場合は、規約、会則等の定めがあり、責任者及び団体意志が明確であること。

(3) 事業実施内容等に係る基本的事項

広場における事業実施内容等は、次の各項目の他、【別紙 4】要綱の定めによります。要綱及び以下に示す事業実施内容等を熟読、理解の上、申請を行ってください。

ア 実施日及び実施時間

原則として、1 日あたり午前 10 時から午後 2 時の 4 時間を含む連続した 5 時間以上かつ週 3 日以上実施していただきます。また、あらかじめ事業を実施する曜日を定めた上で、実施することとします。

イ 利用料

事業実施にあたっては、必要に応じて、利用者から利用料または会費を徴収することが可能ですが、その場合は実費相当分を超えないようにしてください。

また、利用料等の金額の設定については、できるだけ多くの子育て家庭が気軽に利用できる場という広場の本来の趣旨から、慎重に検討を行っていただく必要があります。

ウ スタッフ配置基準

広場には利用者数にかかわらず、必ず常時 2 名以上の広場スタッフ（以下「子育てアドバイザー」という。）を配置していただきます。

なお、子育てアドバイザーは、子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育てに関する知識と理解のある者でなければなりません。

エ 個人情報の保護等

事業を通じて、利用者の個人情報を取り扱う場合があります。その際は、横浜市個人情報保護条例（令和 4 年 12 月横浜市条例第 38 号）を遵守し、個人情報の保護に努めてください。

(4) 実施場所

事業実施にあたっては、事業を実施するための専用スペース（物件）を運営団体に確保していただきます。物件については、次の条件を満たしている必要があります。

なお、実施場所の賃貸借契約が成立していなくても応募は可能ですが、事業実施が決定した際は、すみやかに建物所有者と賃貸借契約を締結していただきます。

ア 本市が提示する募集対象地域内にあること

【別紙1】新規開設親と子のつどいの広場 募集対象地域一覧（令和7年6月版）（以下「募集対象地域一覧」という。）を参照してください。「募集対象地域一覧」に記載の地域に当てはまらない物件では、応募できませんのでご注意ください。

イ 広場の面積が概ね40㎡以上（概ね10組の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度の広さ）であること

ウ 概ね3年以上継続して事業実施が可能と見込まれる物件であること

エ 利用者の安全に考慮した仕様となっていること

オ 昭和57年以降に完成した建築確認申請及び検査済の建物であること（昭和56年以前に完成した建物の場合は、耐震診断を実施し問題がない建物又は耐震補強済の建物であること。昭和57年以降に完成した検査済証のない建物の場合は、建築基準法適合状況調査（遵法性調査）又は耐震診断を実施し現行の基準を満たしている建物、あるいは、耐震補強済の建物であること。なお、応募時点で条件を満たしていない場合でも、選定委員会までに要件を充たすことを前提に、応募いただくことは可能です。）

カ 立地する土地に建築協定、地区計画、地域まちづくりルール、街づくり協議等（以下「建築協定等」という。）の土地利用に係る制限が存在するかを確認し、該当する場合は制限内容や手続きの遵守を徹底頂くとともに、都市整備局までお問い合わせください。

※ 建築協定等の土地利用に係る制限の確認方法

次の手順で行政地図情報提供システムのホームページを参照し、確認してください。

(ア) 建築協定等の区域内の確認

行政地図情報提供システム HP

<https://www.city.yokohama.lg.jp/yokohama/Portal>

(イ) 建築協定等の制限内容の確認

都市整備局 HP

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/>

地区計画・建築協定等 → 建築協定 → 地域まちづくりの推進 建築協定

（お問い合わせ）都市整備局地域まちづくり課 045-671-2667

(5) 補助対象経費及び補助金額

補助金額は、【別紙4】要綱の第14条に規定する経費及び金額とします。

なお、補助金の支払いは、原則後払いですが、要綱第22条に該当し前金払いを希望する場合は、原則概算払いとします。概算払いとした場合、補助金全額の一括支払いではなく、運営に必要な額を毎月支払う予定です。また、開設準備補助費については、広場の新規設立に係る経費のうち、必要と認められるものに限り、補助する事とします。

【参考】年間補助上限額

(基本助成) + (家賃加算) + (初度調弁費) + (借上・整備補助費) = 補助上限額 ※1

※1 補助金額算定時には、合計額の千円未満端数切り捨て

【基本助成※2】(令和7年12月に開所する場合・初年度4か月分)

		1日あたりの実施時間			
		5時間	5.5時間	6時間	6.5時間以上
週あたりの実施日数	3日	1,268,000円	1,334,000円	1,400,000円	1,466,000円
	4日	1,553,000円	1,641,000円	1,729,000円	1,817,000円
	5日	1,838,000円	1,948,000円	2,058,000円	2,168,000円
	6日以上	2,123,000円	2,255,000円	2,387,000円	2,519,000円

【家賃加算※2】家賃月額(共益費・管理費を含む) × 4か月(上限480,000円)

※2 補助金額算定時には、月割で算定した補助金額の千円未満端数切り捨て

【初度調弁費】 500,000円

【借上・整備補助費※3】 1,100,000円

※3 補助金額算定時には、開設前月分賃料については、月額賃料と120,000円を比べて低い方の額を上限とし、算定した補助金額の千円未満端数切り捨て

【震災対策物品購入※4】初年度 一律100,000円 (翌年以降 一律30,000円)

※4 地震等の災害対策に必要な物品の購入にかかる消耗品費及び備品費を加算

(6) 補助の取消し及び返還

ア 要綱【別紙4】第24条第1項各号に該当するときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことがあります。

(ア) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき

(イ) 補助金の他の用途への使用をしたとき

(ウ) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

(エ) 第5条に規定する実施内容の一部又は全部が実施されなかったとき

(オ) 補助金規則及びこの要綱の規定に違反したとき

(カ) その他法令、条例、補助金規則、又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき

イ 開設準備補助費の交付を受けた実施施設について、開設後5年以内に廃止したときは、開設準備補助費の交付額に次の表に定める率を乗じた額を返還していただきます。

1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満
50%	40%	30%	20%	10%

3 運営団体の選定

(1) 選定の流れ

時 期	手続等
令和7年6月2日（月）	募集要項の公表（こども青少年局ホームページに掲載） 申請書の受付開始
同6月5日（木）～6月26日（木）	募集に関する個別説明会（希望者のみ）
同6月5日（木）～6月20日（金）	質疑の受付
同7月1日（火）	質疑の回答（こども青少年局ホームページに掲載）
同7月23日（水）必着	申請書の受付〆切
同7月28日（月）～8月7日（木）	実施予定施設の実地調査及び財務分析
同8月下旬～9月上旬	選定委員会開催、書類選考、団体プレゼンテーション等
同9月下旬	選定結果通知

(2) 募集に関する個別説明の実施（希望者のみ）

実施期間：令和7年6月5日（木）～6月26日（木）まで

場所：横浜市庁舎 13 階 こども青少年局地域子育て支援課

内容：事業内容、申請書等の記載方法、申し込み方法等の詳細をご説明します。（質疑にも対応します。）

※ 必ず事前に「5 問い合わせ先」に記載されている担当者にご連絡いただき、日程調整のうえ、お越しください。（電話受付時間は平日の午前9時から午後5時です。）

※ 個別説明への参加は任意です。個別説明に参加されなくても、広場事業にご申請いただくことは可能です。また、参加の有無が選定時の評価にかかわることは一切ありません。

(3) 質疑及び回答

この要項に関する質疑及び回答は、次により行います。

ア 質疑を行うことができる者

本要項中2（2）に該当する者とします。

イ 質疑の方法

（1）の質疑の受付期間内に、電子メールまたはファクシミリにより受け付けます。来庁及び電話による問い合わせには一切応じられません。【別紙2】質疑票に、質疑の要旨を簡潔にまとめて【質疑送付先】へ送信してください。

【質疑送付先】 横浜市こども青少年局地域子育て支援課 担当 野田、伊藤、仲西

電子メールアドレス kd-tsudoi@city.yokohama.lg.jp FAX 番号 045-550-3946

※ F A X 番号のかけ間違いが多くなっています。ファクシミリでお送りいただいた場合は、あわせて到着確認のお電話（045-671-4157）を担当あてにお願い申し上げます。

ウ 回答

質疑受付期間 令和7年6月5日（木）～6月20日（金）

質疑の受付期間内に提出された全ての質疑内容とその回答について、7月1日（火）頃に横浜市こども青少年局ホームページにおいて公表します。（質問者の個人情報は公表しません。）

質疑への回答は、この要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有するものとします。

※ 横浜市こども青少年局ホームページ（親と子のつどいの広場事業のページ）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/kosodateshien/asobiba/tsudoi/tsudoinohiroba.html>

（４）申請方法

下記により、申請書及び添付書類一式を郵送 または 持参にてご提出ください。

ア 申請書に添付する書類

- ・【別紙３】運営団体選定申請書に記載のとおり
- ・【添付１】申請団体連絡先

イ 申請書類受付時期

令和7年6月2日（月）から7月23日（水）必着（厳守）※持参の場合は17時迄

ウ 提出先

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

横浜市役所 13階 こども青少年局 地域子育て支援課

親と子のつどいの広場事業担当 宛

エ 追加書類の提出

アの提出書類の他に、本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。

オ 提出書類の著作権の帰属等

提出書類の著作権は申請者に帰属します。ただし、提出された書類について情報公開請求があった場合は、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき公開することがありますので、あらかじめご承知おきください。

上記のほか、本市は必要な場合に提出書類の内容を無償で利用できるものとします。

なお、提出書類は理由の如何に関わらず返却しません。

カ 費用の負担

申請にかかる費用は、すべて申請者の負担とします。

キ 資料の取扱い

本市が提供する資料は、申請に関わる検討以外の目的で使用することを禁じます。

また、この検討の目的の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示することを禁じます。

ク その他留意事項

(7) 提出期限後は、提出された書類の内容を変更することはできません。

(4) 以下に該当する場合、その応募は無効とします。

- ・応募資格を有しないもの
- ・応募書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- ・応募書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

- ・許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
 - ・虚偽の内容が記載されているもの
 - ・審査の透明性、公平性を害する行為があった場合
- (ウ) 提出書類において使用する言語は日本語とし、通貨は円とします。

(5) 選定方法

運営団体の選定にあたっては、こども青少年局長が外部委員による選定委員会を設置し、委員会が次の選定基準に基づいて申請者の評価をします。こども青少年局長は、委員会の評価の結果及び意見を踏まえて、総合評点の高い申請者を順に選定します。

ア 選定基準

運営団体の選定は、次に掲げる事項等を総合的に判断して行います。

- (ア) 乳幼児の養育者のニーズを適切に把握、理解し、これらの者への交流の場の提供、子育てに関する相談並びに子育てに関する情報の収集及び提供等を通じて、養育者の育児不安等の解消、育児力の向上を効果的に図ることができる法人又は任意団体であること。
- (イ) 親と子のつどいの広場事業の趣旨について十分理解し、適切な事業提案を行っているとともに、安全及び安定的、並びに効果的に事業を運営することが見込まれる法人又は任意団体であること。
- (ウ) 事業運営にあたり、地域において子育てに関する支援活動を行う者、市こども青少年局及び区福祉保健センター等の関係機関との連携、協力が図れる法人又は任意団体であること。

また、上記選定基準にあてはまっても、提案する事業内容や申請者について著しく適正を欠くと判断される場合には、運営団体として選定しないことがあります。

イ 実施予定場所の実地調査

本市職員が、選定委員会実施前に実施予定場所の実地調査を行います。実地調査の希望日時を申請書に御記入ください。決定した実地調査の日は、申請後 7 月 25 日（金）頃までにご連絡します。

(ア) 実施日時

令和 7 年 7 月 28 日（月）～ 8 月 7 日（木）のうち、1 時間程度

(イ) 訪問人数

2～3 名程度

(ウ) その他

直接物件前へお伺いします。物件を簡単に御案内くださるようお願いいたします。

また、施設内外を写真撮影させていただきますのでご了承ください。

（審査資料以外の目的では使用いたしません。）

ウ 選定委員会

子育て支援に理解のある学識経験者、子育て支援関係者、市民活動支援に関わる方などを委員として予定しています。

(ア) プレゼンテーションの実施

申請者は、選定委員会においてプレゼンテーションを行っていただきます。選定委員会の日は、申請後にお知らせします。

(イ) 留意事項

申請者が、選定委員会の委員であると認識し、委員に接触、連絡等をすることを禁じます。接触、連絡等の事実があり、選定に関して不正な行為があったと認められる場合には失格とすることがあります。

エ 実施地域による評点の加算

評価にあたっては、【別紙1】「募集対象地域一覧」の「特に設置を希望する地域」で実施する場合は、評点を加算します。

運営団体の総合評点は、選定委員会が採点した評点と上記の実施地域による加算点の合計点数になります。

オ 同一又は近接する募集対象地域（エリア）に複数の申請者から申請があった場合

【別紙1】「募集対象地域一覧」で示す同一の募集対象地域（エリア）に、複数の申請者から申請があった場合には、最も総合評点の高い申請者を選定します。

また、近接する募集対象地域（エリア）にそれぞれ申請者から申請があった際に、選定委員会において双方の配置が近すぎると判断した場合には、最も総合評点の高い申請者を選定します。

したがって、同一又は近接する募集対象地域（エリア）での申請状況によっては、高い評点を得ても選定されないことがありますので、あらかじめご承知おきください。

カ 評点が同点となった場合の措置

評点が同点となった場合は、選定委員の投票で多数決により当該同点者の順位を決定します。票数が同数の場合には委員長の判断により決定します。

キ 最低評価得点に達していない場合の措置

評価得点の総合計が満点の6割以下となる申請者については、順位にかかわらず選定しません。

ク 選定の上限

評価得点の総合計が満点の6割を超えたとしても、選定は上位4団体とします。

ケ 選定結果通知

選定結果（選定又は非選定の結果等）は、申請者全員に文書により通知します。通知の時期は、令和7年9月下旬を予定していますが、選定作業の状況により時期を変更する場合があります。

コ 選定結果の公表

運営団体の選定後、選定状況の概要については横浜市こども青少年局ホームページ等において公表します。

4 別添資料等

【別紙1】新規開設親と子のつどいの広場 募集対象地域一覧

【別紙2】質疑票

【別紙3】運営団体選定申請書

【別紙4】横浜市親と子のつどいの広場事業補助金交付要綱

【別紙5】横浜市補助金等の交付に関する規則

【添付1】申請団体連絡先

5 問い合わせ先

- ※ 本要項の内容等について質疑がある場合には、3（3）に従い、書面により提出してください。
- ※ その他のお問い合わせについては、次をお願いします。

横浜市こども青少年局地域子育て支援課 担当者 野田、伊藤、仲西
〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 横浜市役所13階
電話：045-671-4157 F A X：045-550-3946
電子メールアドレス：kd-tsudoi@city.yokohama.lg.jp